

「真の地方分権型社会」の創造に向けて

全国知事会 副会長

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方分権改革 ～「20年」の成果～

平成5年 地方分権の推進に関する決議(衆議院・参議院)

平成8年～

第1次地方分権改革

○地方分権一括法(H12)等による「機関委任事務」の廃止、権限移譲

例えば

- ・学級編制の弾力化に伴う少人数学級の実現
- ・民有林に関する「保安林」指定の都道府県への権限移譲 等



徳島県における少人数学級

H11地方自治法改正「事務処理特例制度」開設→市町村移譲法律(延べ2713)

平成13年～

三位一体改革

○国庫補助金・負担金改革による地方への税源移譲

- ・H16小泉政権時、「国と地方の協議の場」を初めて開催

平成18年～

第2次 地方分権改革以降

- 3次に亘る一括法により、約900項目の国の「義務付け・枠付け」を見直し
- H23「国と地方の協議の場」の法制化



H25.6.5開催
「国と地方の協議の場」

地域経済活性化策の議論
→骨太の方針に反映

平成22年～

全国唯一の都道府県域を越える
意思決定機関「関西広域連合」
設立



各府県ドクターヘリの相互乗り入れに
より効率的な救急搬送体制の構築

国の権限の受け皿
としての体制整備

地域のことは地域で決める「地方分権」の歩みは、着実に進展
しかし、まだまだ課題を残し「道半ば」

「地方分権改革」～残された課題①～

福祉分野

福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等、「従うべき基準」が多用され、非常に自由度が低い

例えば、・民間保育所においては給食の外部搬入は認められていない
・介護保険施設と障害者支援施設の「共用」が出来ず、それぞれ別個の施設整備が必要 等

▶ 義務付け・枠付けの「規律密度」を必要最低限度とし、効果的・効率的に執行できる仕組み作りを！

土地利用規制

農地法などの、土地利用規制については、国が権限を有していることで、処理に長時間を要するうえ、基準が厳格で地域ニーズに即した対応が出来ていない

▶ 「耕作放棄地の『自然エネルギー用地』への活用」といった、地域の創意工夫を活かした取組みにより、「優良農地の確保」と「地域経済の活性化」を両立させるため、農地転用に関する権限を、地方へ移譲すること

徳島県における農地への太陽光設置例



直轄国道・直轄河川

手挙げ方式により、移管を希望する自治体が、国との協議に入ることができるよう、政府において具体的な「財源フレーム」を提示すること

「地方分権改革」～残された課題②～

中小企業支援

都道府県を介さず、国の出先機関が民間事業者等に直接交付している補助金（「空飛ぶ補助金」）のうち、地域振興に資するものは、可能な限り一般財源化し地方へ移管するとともに、それ以外については、国と都道府県が連携して事業執行できるシステム構築を図ること

ハローワーク・地域交通

※有識者会議において専門部会を設置し議論を実施中

○「ハローワーク特区（埼玉県・佐賀県）」の効果等について、直ちに検証を行い、地方移管を進めること
→それまでの間、希望自治体において、国の情報を利用できる環境を整備するため、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけの明確化を図ること

○過疎地等において、高齢者や障害者などの移動手段を確保出来るよう、旅客自動車運送事業に関する権限の地方移管を図ること
→その際、車両性能基準等、運用面において、地域の実情に応じた措置が図られること

国と地方の協議の場について

国と地方の総力を結集し、施策の展開を図るため、「地方税財政」、「社会保障」、「統治機構改革」といった「分科会」の常設化や、地方側からの開催の求めに対する「応諾義務」を設けるなど、より実効性の高い「国と地方の協議の場」の制度化を図ること

※マイナンバー法については、実務レベルの協議の場を開催

今後の展望について～真の分権型社会を目指して～

国の出先機関改革について

H20地方分権改革推進委員会第2次勧告(麻生内閣)で示された、「国出先機関」改革に道筋をつけるべき

▶ 先行モデル(地域限定)を設定してはどうか

税源の地方への移譲について

真の分権型社会構築に向けて、地域における税財源の充実が必要

▶ 地方法人特別税のような暫定措置ではなく、将来に亘って「安定的かつ偏在性の少ない地方税財政制度」の構築を！

地方独自条例への立法政策上の限界について

遊漁税(山梨県富士河口湖町)、宿泊税(東京都)など、地域の課税自主権に基づく法定外税が数多く作られたが、H25.3月 神奈川県の特例企業税条例が違法判決を受ける

▶ 分権改革の障壁となる立法面での課題について十分な議論を

地方自治に関する憲法課題について

H13地方分権推進委員会・最終報告の最終章「分権改革の更なる飛躍」のためには、「憲法92条『地方自治の本旨』」の内容を具体化し、分権型社会の制度保障を確固たるものにすべきとの指摘を踏まえ、地方分権について、憲法レベルでの議論の必要性

H25.8月、徳島県地方自治に関する憲法課題研究会 立ち上げ